富士見市議会6月定例会 提出予定議案

開会日:令和6年6月4日(火)予定

合計20件(内訳:条例6件、予算3件、専決処分4件、報告7件)

【条例】

- 議案第44号 富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正する条例の制定 について
- 議案第47号 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見 都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正す る条例の制定について
- 議案第48号 富士見市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第49号 富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会条例の制定 について

【予算】

- 議案第50号 令和6年度富士見市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第51号 令和6年度富士見市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第52号 令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1号)

【専決処分】

- 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて

【報告】

報告第 1 号 令和5年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について

- 報告第 2 号 令和5年度富士見市下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和5年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4 号 令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6 号 令和5年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 7 号 令和5年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

議案第44号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方税法の一部改正に伴い、富士見市税条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	地方税法の一部改正に伴い、条文中で引用する適用条項を改正するものです。
施 行 日	令和7年4月1日

議案第45号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正するものです。
主な制定内容	小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に配置する保育士・ 保育従事者の数について、次のとおり改正するものです。
	(1)満3歳以上満4歳に満たない児童の場合 「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に 改めるものです。
	(2)満4歳以上の児童の場合 「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に 改めるものです。
	(3) 経過措置 この改正により、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 当分の間、改正後の規定を適用せず、改正前の規定が、この改正条例の 施行の日以後においても、その効力を有する旨の経過措置を附則に 設けるものです。
施 行 日	公布の日

議案第46号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	協働推進部 協働推進課
議案名	富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	安全安心なまちづくりに関する計画を審議会に諮るため、富士見市 安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	安全安心なまちづくりに関する計画を「富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会」(6月議会上程)に諮るため、次のとおり改正するものです。
	推進計画の策定等を規定する第8条第3項中の「市民等」を「審議会」 に改めるものです。
施行日	令和6年7月1日

議案第47号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
議案名	富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	清算金を分割徴収する際に付すべき利子の利率改定等を行うため、 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び 富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正 するものです。
主な制定内容	現在の施行規程では、清算金を分割徴収する際の期間を5年以内、 利率を換地処分の公告があった日の翌日における法定利率と定めており ますが、分割徴収する市民の負担を軽減するため、清算金の分割徴収 期間を、資力が乏しく5年以内に納付が困難と認められるときは、 10年以内とすることができるように改正するものです。 また、清算金の分割徴収の利率を、法定利率と財政融資の貸付利率を 比較し、低い方の利率を採用できるように改正するものです。
施 行 日	令和6年7月1日

議案第48号

定例(議)会に提り出り条例(要)旨

担当部課名	協働推進部 協働推進課
議案名	富士見市犯罪被害者等支援条例の制定について
制定趣旨	富士見市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、 市・市民等・事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の 支援について基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進 することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、 もって犯罪被害者等に寄り添った地域社会の実現に寄与することを目的 に制定するものです。
主な制定内容	(1)制定目的 (2)定義 (3)基本理念 (4)市、市民等、事業者の責務 (5)相談及び情報の提供等 (6)経済的又は精神的負担の軽減 (7)保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (8)安全の確保 (9)居住の安定 (10)雇用の安定 (11)市民等及び事業者の理解の増進 (12)人材の育成 (13)民間支援団体への支援 (14)意見等の反映 (15)審議会への諮問 (16)推進体制の整備
施行日	令和6年7月1日

議案第49号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	協働推進部 協働推進課
議案名	富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会条例の制定に ついて
制定趣旨	安全で安心なまちづくりに関する施策及び犯罪被害者等の支援に ついて審議するため、富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等 支援審議会条例を制定するものです。
主な制定内容	 ① 設置目的 ② 組織 ・市民、学識経験を有する者、関係機関等の職員その他の市長が必要と認める者で9人以内 ③ 任期 ・2年とし、再任を妨げない ④ 関係条例の改正 ・富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に報酬額を規定
施 行 日	令和6年7月1日

議案第50号

定例議会提出予算概要

政課
見市一般会計補正予算(第2号)
2億6,012万9千円 歳出予算総額 419億9,943万7千円)
算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を 年度新たに住民税非課税世帯になった世帯等に対し、 るほか、所得税及び個人住民税所得割の定額減税に伴い、 いと見込まれる方に対して調整給付金を支給する内容と
,

項目詳細

歳入予算の補正内容

- 1 国庫支出金 4億6,218万5千円
- 2 繰入金 7億9,794万4千円

歳出予算の主な補正内容

1 課税事務事業(税務課)

193万6千円

所得税及び個人住民税所得割の定額減税に伴い、減税しきれないと見込まれる方に対して調整給付金を支給することから、税計算システムを改修するための補正

2 物価高騰重点支援給付金支給事業(令和6年度住民税非課税世帯等)(福祉政策課) 2億9.126万円

令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯に対して 10万円、さらに世帯員に18歳以下の児童がいる場合には1人当たり5万円を加 算支給するための補正

3 物価高騰重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金)(福祉政策課) 9億6,693万3千円

所得税及び個人住民税所得割の定額減税に伴い、減税しきれないと見込まれる方 に対して調整給付金を支給するための補正

令和6年度一般会計補正予算(第2号)

1 補正予算(第2号)の概要

今回の補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度新たに住民税非課税世帯になった世帯等に対し給付金を支給するほか、所得税及び個人住民税所得割の定額減税に伴い、減税しきれないと見込まれる方に対して調整給付金を支給する内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

1, 260, 129

補正後累計額

41, 999, 437

(2)歳入の内容

ア 国庫支出金

462, 185

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(政策企画課) 462, 185

イ 繰入金 797,944

財政調整基金繰入金(財政課) 797,944

· 補正後繰入額 2,324,819 (令和6年度末基金残高見込 2,399,708)

(3)歳出の内容

ア 課税事務事業(税務課)

1.936

所得税及び個人住民税所得割の定額減税に伴い、減税しきれないと見込まれる 方に対して調整給付金を支給することから、税計算システムを改修するための補 正

イ 物価高騰重点支援給付金支給事業(令和6年度住民税非課税世帯等)

(福祉政策課)

291.260

令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯に対して10万円、さらに世帯員に18歳以下の児童がいる場合には1人当たり5万円を加算支給するための補正

【特定財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国) 291, 260】

ウ物価高騰重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金)

(福祉政策課)

966, 933

所得税及び個人住民税所得割の定額減税に伴い、減税しきれないと見込まれる 方に対して調整給付金を支給するための補正

【特定財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国) 170,925】

議案第51号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和6年度富士見市一般会計補正予算(第3号)
要旨	補正予算額 2億6,070万9千円 (補正後の歳入歳出予算総額 422億6,014万6千円)
主 な 内 容 (特徴点)	今回の補正予算は、富士見市犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金の 支給のほか、定期接種に位置付けられた新型コロナワクチンの秋冬接種の 実施が主な内容となっています。

項目詳細

歳入予算の補正内容

1 国庫支出金 309万7千円 2 繰入金 1億493万7千円 3 諸収入 1億167万5千円 4 市債 5,100万円

歳出予算の主な補正内容

1 防犯対策事業(協働推進課) 45 万円

富士見市犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金及び新たに設置する予定である附属機関の委員報酬を支給するための補正

2 感染症等予防対策事業(健康増進センター) 1億5,495万4千円

- 令和6年度から、新型コロナウイルスワクチンの接種が定期接種に位置付けられたことから、インフルエンザ予防接種と同時期の秋冬に予防接種を実施するための補正
- ・新型コロナウイルスワクチンの接種により、健康被害が生じたと認められる方に対し、予防接種法第15条の規定に基づき、市が救済給付を行うための補正

3 幹線道路整備事業(道路治水課) 7.777万6千円

市道第5101号線及び市道第5118号線の道路築造工事に係る道路用地買収費等のための補正

令和6年度一般会計補正予算(第3号)

1 補正予算(第3号)の概要

今回の補正予算は、富士見市犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金の支給のほか、定期接種に位置付けられた新型コロナワクチンの秋冬接種の実施が主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

260, 709

補正後累計額

42, 260, 146

(2)歳入の内容

ア 国庫支出金 3,097

新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金 (健康増進センター) 1,332

社会保障・税番号制度システム整備費補助金(市民課) 1,765

イ 繰入金 104.937

財政調整基金繰入金(財政課) 90,937

・補正後繰入額 2,415,756 (令和6年度末基金残高見込 2,308,771) まちづくり寄附基金繰入金(政策企画課) 14,000

ウ 諸収入 101,675

新型コロナウイルスワクチン接種助成金(健康増進センター) 101,675

エ 市債 51,000

地方道路等整備事業債(財政課) 51,000

(3)歳出の内容

ア 針ケ谷コミュニティセンター維持管理事業(鶴瀬西交流センター) 807 針ケ谷コミュニティセンターの非常用照明装置の交換修繕のための補正

イ 防犯対策事業(協働推進課)

450

富士見市犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金及び新たに設置する予定である 附属機関の委員報酬を支給するための補正

ウ 鶴瀬西交流センター維持管理事業(鶴瀬西交流センター) 558

鶴瀬西交流センターの陶芸窯の交換修繕(電熱線ヒーター部分)のための補正

エ 戸籍事務事業(市民課)

1.766

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍に記載予定の「氏名の振り仮名」を通知する必要があることから、戸籍システムの改修に必要な予算を計上するための補正

【特定財源: 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(国) 1.765】

才 一般事務費 (保険年金課)

15, 742

国民健康保険特別会計の補正に伴う同特別会計への繰出金を増額するための補 正

カ 市民福祉活動センター維持管理事業(福祉政策課)

510

社会福祉協議会に対し、過年度分の指定管理料に係る消費税及び地方消費税相 当額を支払うための補正

キ 高齢者生活支援事業(高齢者福祉課)

1. 927

社会福祉協議会に対し、過年度分の成年後見制度利用促進中核機関業務委託に 係る消費税及び地方消費税相当額を支払うための補正

ク 自立支援給付事業(障がい福祉課)

957

定額減税の実施にあたり、税関連システムの改修に合わせて、障害福祉サービスの利用者負担の判定区分を管理するシステムを改修する必要があることから、必要な予算を計上するための補正

ケ 地域生活支援事業(障がい福祉課)

748

社会福祉協議会に対し、過年度分の要約筆記講習会開催委託等に係る消費税及 び地方消費税相当額を支払うための補正

コ 保育所運営事業(保育課)

957

定額減税の実施にあたり、税関連システムの改修に合わせて、保育料の算定に 用いるシステムを改修する必要があることから、必要な予算を計上するための補 正

サ 感染症等予防対策事業(健康増進センター)

154. 954

- ・令和6年度から、新型コロナウイルスワクチンの接種が定期接種に位置付けられたことから、インフルエンザ予防接種と同時期の秋冬に予防接種を実施するための補正 【特定財源:新型コロナウイルスワクチン接種助成金 101,675】
- ・新型コロナウイルスワクチンの接種により、健康被害が生じたと認められる方に対し、予防接種法第15条の規定に基づき、市が救済給付を行うための補正 【特定財源:新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金 (国) 1,332】

シ 幹線道路整備事業(道路治水課)

77. 776

- ・市道第5101号線の道路築造工事に係る道路用地買収費等のための補正 【特定財源:まちづくり寄附基金繰入金 14,000】
- ・市道第5118号線の道路築造工事に係る道路用地買収費等のための補正 【特定財源:地方債 51,000】

ス 難波田城公園運営事業(資料館)

385

難波田城公園城址ゾーンの水堀に設置している循環ろ過ポンプの制御盤の修繕 のための補正

セ 学校給食事業(学校給食センター)

3, 172

グランドケトル (蒸気式全自動煮炊釜) の撹拌機部分の交換修繕のための補正

3 地方債の補正

(1)地方道路等整備事業債(財政課)

市道第5118号線の道路築造工事に係る道路用地買収費等のために増額するもの

· (補正前) 23,300 → (補正後) 74,300 (+51,000)

議案第52号

定例。議会、提出、予算、概要

担当部課名	市民部 保険年金課
会計種別	令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)
要旨	今回の補正は、歳入歳出とも1,574万2千円を増額し、予算 総額を95億661万3千円とするものです。
主 な 内 容 (特徴点)	1 歳入については、繰入金 一般会計繰入金の増額 2 歳出については、総務費の増額
	項目詳細
1 歳入 (1)繰入金	1,574万2千円 ・繰入金 一般会繰入金の増
2 歳出 (1)総務費	1,574万2千円 ・マイナンバーカードと国民健康 保険証の一体化に伴うシステム 改修費・送付用封筒作成委託費 及び役務費の支出による増

令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)

補正予算(第1号)

1 補正予算(第1号)の概要

今回の補正予算は、歳入については繰入金の増額補正を行うものです。歳出についてはマイナンバーカードと国民健康保険者証の一本化等に伴う役務費及び委託料の支出のため増額補正を行うものです。

歳入歳出総額としては1,574万2千円を増額し、補正後予算総額は95億661万3千円となっています。

2 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

(1) 歳入歳出予算補正額

15, 742

補正後累計額

9, 506, 613

(2) 歳入の内容

繰入金

15, 742

·一般会計繰入金 15,742

(3)歳出の内容

役務費

3, 416

·通信運搬費 3,416

委託料 12,326

マイナンバーカードと国民健康保険者証の一本化に伴うシステム改修業務委託等に伴い増額補正

- ・システム改修業務委託 11,845
- ・加入者情報等の通知封入封緘業務委託 481

議案第53号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日付けで公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものです。 (令和6年3月31日付けで専決処分)
主な改正点	① 個人市民税の定額減税の実施に伴い、規定を整備するものです。② 土地に係る固定資産税について、負担調整措置を延長する規定を整備するものです。
施行日	令和6年4月1日

議案第54号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日付けで公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものです。 (令和6年3月31日付けで専決処分)
主な改正点	① 土地に係る都市計画税について、負担調整措置を延長する規定を 整備するものです。
施行日	令和6年4月1日

議案第55号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 保険年金課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日付けで 公布されたことに伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例を専決処分したので、提案するものです。 (令和6年3月31日付けで専決処分)
主な改正点	軽減判定基準の一部の額の改正① 5割軽減 29万円を29万5千円に改めるものです。② 2割軽減 53万5千円を54万5千円に改めるものです。
施行日	令和6年4月1日

議案第56号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	政策財務部 財政課
議案名	専決処分の承認を求めることについて
会計種別	令和6年度富士見市一般会計補正予算(第1号)
要旨	補正予算額 7,568万4千円 (補正後の歳入歳出予算総額 407億3,930万8千円) (令和6年4月12日付けで専決処分)
主 な 内 容 (特徴点)	令和5年度住民税非課税世帯等に物価高騰重点支援給付金への加算として、支給対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する内容となっています。

項目詳細

1 歳入予算の補正内容

(1) 国庫支出金 7,568万4千円

2 歳出予算の補正内容

(1)物価高騰重点支援給付金支給事業(こども加算) 7,568万4千円

物価高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円)への加算として、支給対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するための補正

令和6年度一般会計補正予算(第1号)

1 補正予算(第1号)の概要

今回の補正予算は、物価高騰重点支援給付金への加算として、支給対象世帯のうち18 歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

75, 684

補正後累計額

40, 739, 308

(2)歳入の内容

ア 国庫支出金

75, 684

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(政策企画課) 75,684

(3) 歳出の内容

ア 物価高騰重点支援給付金支給事業(こども加算)(福祉政策課) 75,684 物価高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円)への加算として、支給対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するための補正

(ア) 事務費

- ①一般職時間外勤務手当 270
- ②消耗品費 200
- ③通信運搬費 115
- ④口座振込手数料 99

(イ) 事業費

- ①物価高騰重点支援給付金 75,000
 - ・対象児童数 1,500人×50,000円
 - ※対象世帯は、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯であって、18歳以下の児童がいる世帯
 - ※準備が整い次第、順次振込予定

報告第1号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和5年度富士見市一般会計継続費繰越計算書
要旨	令和5年度富士見市一般会計当初予算において設定した継続費について、令和6年度に逓次繰越したため、繰越計算書を調製し、報告をするものです。
	令和5年度から令和6年度に逓次繰越した事業は2事業、繰越額は361万3,940円です。
主 な 内 容 (特徴点)	1 子ども・子育て支援事業計画等策定事業 315 万 8,540 円 (仮称) 富士見市こども計画策定支援業務委託
	2 公園・緑地維持管理事業 生物モニタリング調査業務委託45 万 5, 400 円

報告第2号

担当部課名	建設部 下水道課
会計種別	令和5年度富士見市下水道事業会計継続費繰越計算書
要旨	建設改良費の継続費(総額3億8,600万円)について、令和5年度年割額の2億4,700万円のうち、2億3,225万4千円を 逓次繰越しするものです。
主 な 内 容 (特徴点)	令和5年度継続費年割額の逓次繰越額 富士見市公共下水道別所雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定 (その2) 2億3,225万4千円

	~!. /*/* □ . \\ \ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和5年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和5年度富士見市一般会計補正予算において設定した繰越明許費に ついて、令和6年度に繰越したため、繰越計算書を調製し報告するもの です。
	令和5年度から令和6年度に繰越した事業は13事業、繰越総額は 18億2,120万5,640円です。 1 市民文化会館維持管理事業 1,008万円 富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修工事設計業務委託
	2 防災対策事業2,786 万 4,000 円防災行政無線(同報系)サーバ更新工事
	3 居住関係公証事務事業1,567 万 5,000 円住民基本台帳システム改修委託等
主な内容(特徴点)	4 戸籍事務事業402 万 6,000 円戸籍情報システム改修委託
	5 物価高騰重点支援給付金支給事業 2億2,569万7,485円 住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金の支給
	6 物価高騰重点支援給付金支給事業(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯) 1億2,584万9,102円 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰重点支援給付金の支給
	7 新型コロナウイルスワクチン接種推進事業 754 万 7, 437 円 個別接種委託等
	8 道路修繕事業 4,322 万 5,000 円 砂塚橋長寿命化修繕工事負担金
	9 幹線道路整備事業 市道第 72 号線(大字上南畑地内)道路整備工事等
	10 生活道路整備事業 3,000 万円 市道第 1420 号線外(大字南畑新田地内)道路整備工事
	1 1 シティゾーン整備推進事業 1,363 万 1,370 円 県道三芳富士見線歩道整備工事
	1 2 鶴瀬駅東口整備事業 2,080 万 3,836 円 鶴瀬駅東口駅前広場延伸シェルター設置工事等
	13 学校施設整備事業(中学校費) 12億1,703万1,000円 勝瀬中学校長寿命化工事(第1期)等

報告第4号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和 5 年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書
要旨	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)により令和6年度に繰り越した予算について、 繰越計算書を調製し報告するものです。
主 な 内 容 (特徴点)	令和5年度から令和6年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅西口土地区画整理事業 2,719万円 (内訳) ・作成委託(1件分)

報告第5号

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書
要旨	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計 補正予算(第3号)により令和6年度に繰り越した予算について、 繰越計算書を調製し報告するものです。
主 な 内 容 (特徴点)	令和5年度から令和6年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 1,161万77円 (内訳) ・公共施設整備工事(1件分) ・物件補償料 (1件分)

報告第6号

定 例 議 会 提 出 予 算 概 要

担当部課名	建設部 水道課
会 計 種 別	令和5年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書
要旨	建設改良費3億1,090万8,420円を令和6年度へ繰越しするものです。
主 な 内 容 (特徴点)	履行期間延長及び工期延長に伴い、老朽管更新事業費の委託料1件、 浄水場改良費の工事2件について、令和6年度へ繰越しするものです。 1 老朽管更新事業費 (1)南畑橋水管橋耐震補強実施設計業務委託 968万4,820円
	 2 浄水場改良費 (1)水谷浄水場No.2 配水ポンプ更新工事 2,840万円 (2)東大久保浄水場県水直送管整備工事 2億7,282万3,600円

報告第7号

担当部課名	建設部 下水道課
会計種別令	令和5年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書
要旨	建設改良費3億3,434万4千円を令和6年度へ繰越しするものです。
主 な 内 容 (特徴点)	公共下水道建設事業の委託 2 件、工事 1 件及び特定環境保全公共下水道建設事業の工事 2 件について、令和 6 年度へ繰越しするものです。 1 公共下水道建設事業費 (1)富士見市公共下水道別所雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定(その3) 1億2,600万円(2)浸水対策概略検討業務委託(その2) 412万5千円(3)汚水管渠布設替工事 2,000万円 2 特定環境保全公共下水道建設事業費 (1)新河岸第 12-2-2 汚水管渠築造工事 1億3,000万円(2)新河岸第 16-1-1 汚水管渠築造工事 5,421万9千円